

杉並区立松ノ木中学校防災計画

令和5年4月1日

防災校内対応措置

第1章 総 則

第1条(目 的)

この計画は杉並区立松ノ木中学校における防災計画の徹底を期し、もって火災・地震、その他の災害における人的・物的被害を最小限にとどめることを目的とする。

第2条(学校防災委員会)

学校に常設の「学校防災委員会」を置き、生徒の安全な避難を第一目的とした防災管理に関する必要な活動を行う。

第3条(学校防災委員会の構成)

委員長には学校長が、委員長代理には副校長があたり、他に①情報連絡係、②避難誘導係、③救護係、④消火巡視係、⑤震災救援所支援担当係の各係代表者と各係職員(全教職員)により構成する。

第4条(学校防災委員会の任務)

学校防災委員会は平常時及び発災時に以下の任務を行う。

- 1 学校防災計画の策定
- 2 施設設備の日常的点検
- 3 通学路の日常的点検
- 4 教室の安全管理
- 5 学校防災倉庫の管理
- 6 防災教育と避難訓練
- 7 震災救援所の支援
- 8 その他

第5条(学校防災委員会の開催)

学校防災委員会の開催は定例会と緊急会とし、委員長が必要に応じて招集する。

第6条(学校防災代表者会議の開催)

校長は、平常時に定期的に前記各係の代表者による学校防災代表者会議を開催し、以下の任務を行う。

- 1 学校防災計画の立案
- 2 防災機関との連絡調整
- 3 地域の防災関連団体との連絡調整
- 4 P T A等との連絡調整
- 5 その他

第7条(各係の任務)

発災時において、学校防災委員会の各係は以下の任務を行う。

1 情報連絡係

- ① 震災情報の収集・伝達
- ② 防災関係機関との連絡調整

③ 各係の役割分担調整、職員の非常招集

2 避難誘導係

- ① 生徒の安全な場所への誘導
- ② 生徒の安否の確認
- ③ 下校する生徒の安全指導
- ④ 残留生徒の保護

3 救護係

- ① 負傷者の応急手当
- ② 救急用品の確保
- ③ 医療機関との連絡
- ④ 衛生管理

4 消火巡視係

- ① 校内の消火活動
- ② 施設・設備の被災状況の把握及び報告
- ③ 危険箇所の点検、処置
- ④ 二次災害防止のための処置
- ⑤ 通学路の点検
- ⑥ 学校周辺の被災状況の確認及び報告

5 震災救援所支援担当

- ① 発災後概ね 1 週間程度の支援活動
- ② その他救援所担当との連絡・調整

第 8 条（防災管理組織）

平常時の火災予防等について徹底を期するため、防火管理者(副校長)を置き、その下に管理場所別に火元責任者を置く。

第 9 条（自衛防災避難組織）

火災その他災害発生時の被害を最小限に抑えるため、校長を最高責任者とする自衛防災避難組織を編成する。

第 10 条（休日等の防災管理）

休日及び夜間の防災管理については、別に定める。

第 2 章 予防管理と自衛防災活動

第 11 条（火災、災害防止のための点検）

災害防止のため以下の自主的点検を行う。

	事 項	時 期	性 能 検 査	検 査
非常口・通路	器具・管理	常 時		副校長
火気使用施設	全 般	随 時		副校長・事務主任 用務主任・給食主任
電気施設	全 般	随 時		事務主任
危険物	全 般	随 時		事務主任・用務主任・ 給食主任
消火設備	全 般	常 時	年 1 回	副校長・各火元責任者
避難設備	全 般	常 時	年 1 回	副校長
放送設備	全 般	常 時	常 時	副校長・教務主任

第 12 条(点検結果の処理)

- 1 点検結果により、改善を要する事項を発見した場合は、速やかに防火管理者(副校長)に報告する。
- 2 防火管理者(副校長)は、報告に基づき教育委員会に連絡し、その改善措置を講ずる。

第 13 条 (火気使用の制限)

- 1 学校内外において火気を使用する場合は、副校長の許可を得る。
- 2 火災警報の発令があった時、もしくはその他の事情により、火災の危険や生命 safety の危険が切迫していると認められた時は、その旨を校長または副校長に伝達すると同時に、火気使用の制限等適切な処置を講ずる。

第 14 条 (災害の防御)

学校の内外に火災、またはその他の災害が発生した場合は、被害を最小限に抑えるため、自衛防災避難組織によりそれぞれの任務を確実に遂行するよう努める。

第 3 章 防災教育及び訓練

第 15 条 (連絡事項)

- 1 防火管理者は、消防機関と連絡を密にし、防火管理に適性を期するよう努める。
- 2 連絡事項は以下による。
 - (1) 防火防災計画の提出
 - (2) 防火防災訓練実施届の提出
 - (3) 公会堂等での行事实施届の提出
 - (4) 査察の要請
 - (5) 教育訓練・指導の要請
 - (6) その他必要事項

第 16 条 (防火防災教育)

教職員は進んで防火防災教育について研修し、生徒の教育にあたりると同時に、防火管理に努める。

第 17 条 (防火防災訓練)

- 1 有事に際し被害を最小限に抑えるため、防火防災訓練により技術を身につけるよう努める。
- 2 防火防災実施計画に基づき学期 1 回以上の総合訓練を実施する。

第 4 章 震災計画

第 18 条 (震災予防措置)

震災に対する事前措置として各種施設や器具の点検は第 11 条とあわせて行うほか、下記の事項について実施する。

- 1 建築物の倒壊、避難障害の防止、並びに消防設備及び消火活動に必要な施設に対する安全性の確保
- 2 火気使用器具等の転倒、落下防止についての安全性の確保
- 3 危険を伴う施設における危険物品等の転倒や落下による発火防止についての安全性の確保
- 4 震災時に必要な資器材の安全性の確保
- 5 情報収集体制の確立

第 19 条 (地震時の活動)

地震時の活動は、第 14 条によるほか次の点に留意する。

- 1 出火防止の措置

火気使用施設・器具の消火及び確認

2 情報収集の措置

- (1) 建物全般の異常の有無の把握と、被害事項についての対応
- (2) 学校周辺の火災発生状況と類焼の有無についての状況伝達

第20条（危険物品の対策）

危険物の地震対策は、次の事項について行う。

1 漏えい、または流失の恐れのあるものの措置

- (1) 危険物を扱う教科や調理にあつては定期点検を行い、適正な維持管理を行う。
- (2) 地震が発生した場合には、火元責任者は各設備の操作・運搬・燃料等の供給を直ちに停止し、確認を行う。
- (3) 万一漏えいまたは流失した場合は、乾燥砂等を使用して他への拡大を防止するとともに、関係機関へ通報し、近隣の住民への広報を適正に行う。

2 容器等の転倒・落下防止措置

- (1) 危険物は、類別品毎に貯蔵・整理しておくとともに、火元責任者は責任をもって管理する。
- (2) 容器等は、転倒・落下の恐れのない物に保管し、固定またはさく等を設ける。
- (3) 火元責任者は定期的に点検した結果を防火管理者（副校長）に報告する。
- (4) 防火管理者（副校長）は転倒・落下等の恐れがある場合は、直ちに対策を講ずる。

第21条（地震後の安全措置）

地震直後においては、直ちに建築物・消防用設備等、火気使用設備・器具並びに危険を伴う施設に対する点検及び応急措置を行うとともに全機器について安全性を確認後供給を開始する。

第22条（危険物品の保安・点検）

微量危険物、劇毒物、火薬類等の危険物品に対する保安・点検項目は以下のとおりとする。

- 1 容器、タンク、槽等の腐食・亀裂
- 2 容器等の転倒・落下の危険
- 3 棚等の支柱、架台のぐらつき
- 4 周囲の転倒・落下の恐れのあるものの有無
- 5 棚等の滑り止め、さく等の設置

警戒宣言に伴う対応措置

第1章 総則

第1条（目的）

警戒宣言発令に伴い、生徒及び教職員の人命安全の確保と出火の防止、混乱や被害の軽減を図る。

第2条（自衛防災避難組織）

自衛防災避難組織の編成及び任務は本校の防災計画による。（前述）なお、夜間及び休日に警戒宣言が発令された場合は、校長は鍵預託者と連絡をとり、指示を出す。また、必要に応じて体育館等を開放する。

第3条（臨時休業措置）

警戒宣言が発令された場合は、都・区の対策本部及び教育委員会の指示伝達により、直ちに授業を中止し、生徒を帰宅させる。

- 1 警戒宣言が解除されるまで自宅待機となる。（臨時休業）
- 2 生徒の下校は個々に帰宅経路、手段（徒歩、電車、バス等）、所要時間、同伴者、帰宅先等を確認

してから帰宅させる。なお、帰宅が不可能な生徒は学校に残留させ、保護する。

第4条（教職員の勤務）

教職員は、生徒の下校・帰宅の確認を行うとともに、学校施設設備の安全対策にあたる。また、学校防災組織に従い、各係の役割の遂行に努める。帰宅については別途定める。

第2章 事前の備え

第5条（防災教育）

大規模地震とその対応について、教職員自らが研修に励むとともに、学習資料「地震と安全」等を活用して生徒指導にあたり、状況に応じて安全に避難できる態度や実践的能力を身につける。

第6条（地震防災訓練）

- 1 地震が起きた時及び警戒宣言が発令されたときを想定して、訓練のねらいを明確にして実施する。
- 2 訓練計画は、本校防災訓練計画及び都・区の訓練計画による。

第7条（学校外との連携）

- 1 保護者、地域官公署、町内会等地域防災組織との連携を密にし、日常から協力関係を深めるよう努める。
- 2 保護者に対しては、保護者会等をとおして警戒宣言発令時の学校の対応について周知徹底しておく。

第3章 判定会招集時から警戒宣言時まで対応措置

第8条（情報の収集と伝達）

- 1 判定会招集の情報収集は、テレビ、ラジオの他、教育委員会からの連絡により得る。
- 2 判定会の招集、警戒宣言発令の情報を得た教職員は、直ちに校長（副校長）に連絡する。
- 3 以上の情報を得た校長は、全教職員にその旨を伝達する。また、緊急措置をとることを指示する。
- 4 教職員は事実を冷静、確実に生徒に伝達するとともに、校長の指示で避難、下校等を指示する。

第9条（防災本部の設置）

- 1 判定会議招集を知った時点で、校長は校長室に防災本部を設置する。
- 2 本部の委員は、本校の防災委員がこれにあたる。
- 3 本部は、「警戒宣言発令中」の表示を校長室入口、生徒昇降口に掲示する。

第10条（防災本部の措置）

本部は直ちに以下の措置をとり、生徒の安全確保にあたる。

- 1 地震に関する情報の収集
- 2 生徒の避難誘導の準備
- 3 火気、危険物、消火設備、落下物等の点検
- 4 救護及び食糧、飲料水の確保
- 5 非常持ち出しの準備

第11条（緊急会議の開催）

本部長（校長）は、判定会の招集、警戒宣言の発令がなされた場合、授業中は校務連絡会を、休み時間は全教職員会を開き、事実を伝達するとともに、生徒への指示と出火等危険性の拡大防止措置を確認する。

第 12 条（生徒への伝達）

- 1 全教職員会の確認事項について、授業を学級活動に切り替えて、心構えを含めて冷静な対応を指示する。また、下校時、帰宅後の授業の再開等について説明する。
- 2 休み時間、放課後の部活動時においても、担任及び顧問が同様の指導を行う。

第 4 章 警戒宣言時から地震発生時までの対応措置

第 13 条（情報の収集と伝達、通信連絡の確保）

警戒宣言に伴う情報の収集と伝達、通信連絡の確保は、以下のとおり行う。

- 1 情報を収集、伝達すべき内容
 - (1) 警戒宣言発令後の地震予知情報
 - (2) 行政機関や防災機関の動向
 - (3) 自衛防災組織の応急対策
 - (4) その他応急対策実施上必要な事項
- 2 収集、伝達の大要
収集、伝達は、第 8 条に準じる。
- 3 通信連絡手段の確保
 - (1) 加入電話の他、防災用緊急電話、公衆電話の利用
 - (2) 連絡員の派遣

第 14 条（登校前、登下校途中の措置）

- 1 登校前（在宅中）に判定会招集の報道があった場合は、判定会の結果が出るまで在宅し、警戒宣言が発せられた場合は登校しない。
- 2 登校途中に判定会の招集をした場合、または軽快宣言が発せられた場合は、そのまま登校して学校の指示に従う。また、下校中の場合は、そのまま帰宅することを原則とする。

第 15 条（授業の中止と下校）

警戒宣言が発令された場合は、授業を打ち切り、校長の指示で速やかに下校させる。

なお、下校にあたっては帰宅先を確認する。また、放課後の活動中においても同様の措置をとる。

第 16 条（校外指導時の措置）

- 1 宿泊を伴う学校行事（修学旅行、移動教室）中に警戒宣言が発令された場合は、当該地域の官公署と連絡をとり、その地の対策本部の指示に従う。
また、速やかに学校と連絡をとり、校長は対応の状況を区災害本部に報告し、保護者へ周知する。
- 2 遠足等の学校行事の場合は、その地の官公署と連絡をとり、原則として即時帰校の措置をとり、帰校後に在校時と同様の措置により帰宅させる。

第 17 条（残留する生徒の保護）

- 1 学校に残る生徒を保護するために必要な食糧等については、あらかじめ予想される人数を把握し、学校において調達計画を立てておく。
- 2 残留する生徒の保護のために必要な人員の確保については、あらかじめ定めた緊急時の教職員の役割分担により措置する。

第 18 条（学校におけるその他の対応措置）

生徒を帰宅させた後、教職員の役割分担に基づき、以下の措置をとる。

- 1 消火用具の点検、消火水の汲み置き
- 2 火気、薬品類等の点検、確保

3 食糧、寝具、衣料品等の点検、確保

4 備品等の転倒、落下等の防止

第19条（警戒宣言解除後の授業の再開）

1 警戒宣言解除は、テレビ、ラジオ等の報道、区からの伝達等によって得る。

2 警戒宣言解除後の授業の再開は、原則として以下のように行う。

(1) 午前7時30分以前に解除された場合……平常授業

(2) 午前9時30分以前に解除された場合……3校時から授業

(3) 午前9時30分以降に解除された場合……翌日より平常授業

3 警戒宣言解除が発せられた場合は、速やかにその旨及び授業の再開日時を表示した看板等を学校の正門または玄関に掲示するとともに、緊急連絡網等により、保護者へ周知する。

第20条（火気使用の制限）

ストーブ、ガス等火気の使用を中止または制限する。石油、薬品類は容器に収納し、安全確保に努める。

第21条（危険物の取扱いの制限）

薬品を使用した授業や作業は中止し、室内の薬品類の転倒、落下防止等保管を徹底する。

第22条（危険な作業の中止）

学校施設の工事、高所での作業等は直ちに中止する。また、エレベーターを使った作業、その他危険と思われる作業も中止する。

第23条（災害時の教職員配備態勢）

災害時の教職員配備態勢は、区職員配備態勢に準じる。

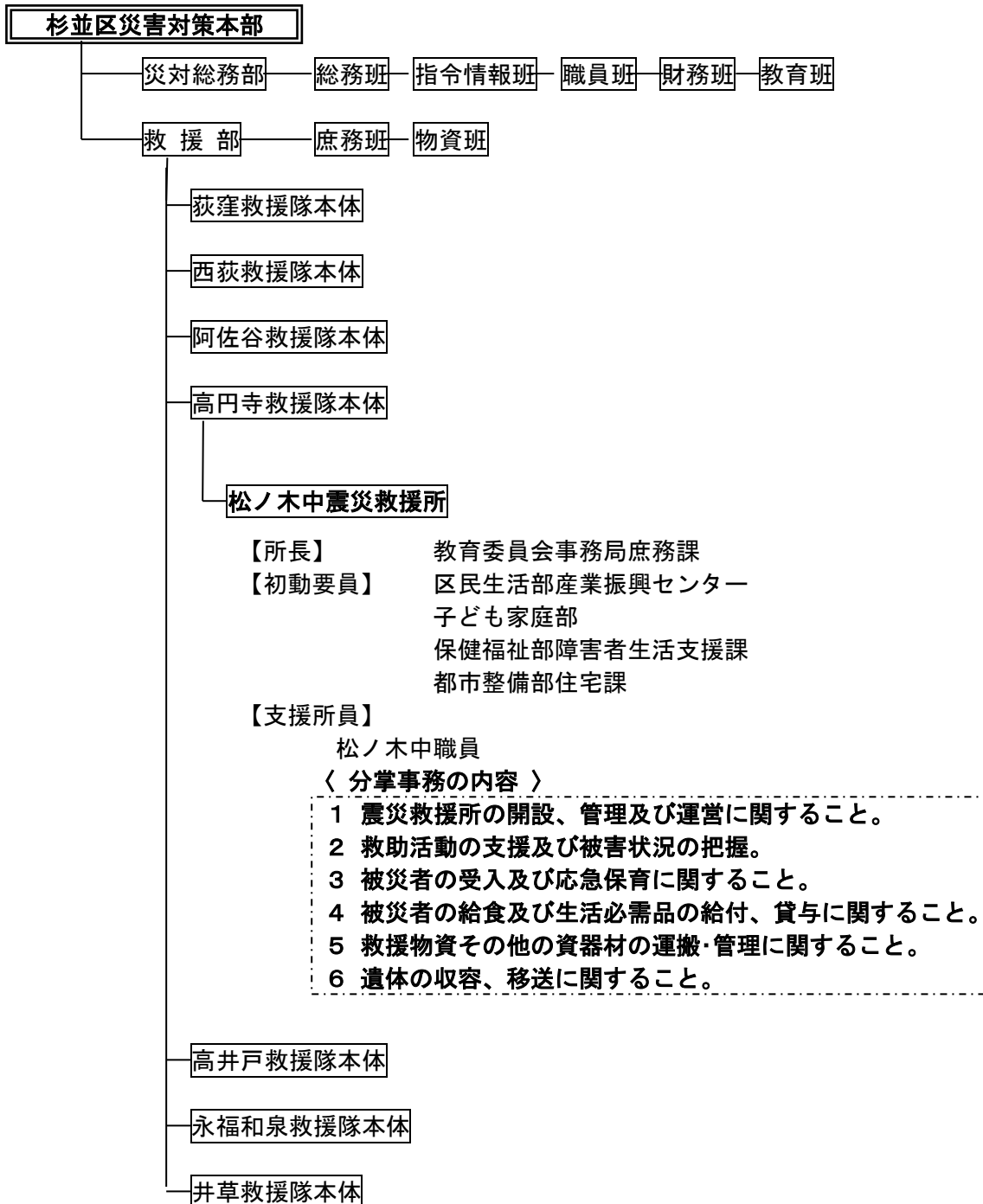
配 備 態 勢				
種別	第1非常配備態勢	第2非常配備態勢	第3非常配備態勢	第4非常配備態勢
発令時期	災害が発生し、緊急に応急対策を実施する場合において、又はその他の状況により本部長が必要があると認めた時	区内のかなりの地域に災害が発生し、もしくは発生することが予想される場合において、又はその他の状況により本部長が必要があると認めた時	警戒宣言が発せられ、大規模地震による災害が発生する恐れがある場合、もしくは災害が拡大し、区内の多くの地域が被災した場合において、又はその他の状況により本部長が必要があると認めた時	震度5強以上の地震により甚大な被害が生じた場合、もしくは災害が拡大し区内のほとんどの地域が被災した場合において、第3非常体制では対処できない時、又はその他の状況により本部長が必要があると認めた時
比率		全教職員の1/6	全教職員の1/3	全教職員
教職員名	校長 副校長 主幹 事務主任 用務主任	校長 副校長 主幹 事務主任 用務主任 各種主任	校長 副校長 主幹 事務主任 用務主任 各種主任 教諭	

資料 詳細は震災救援所編参照

1 松ノ木中学校参集指定の関係防災市民組織

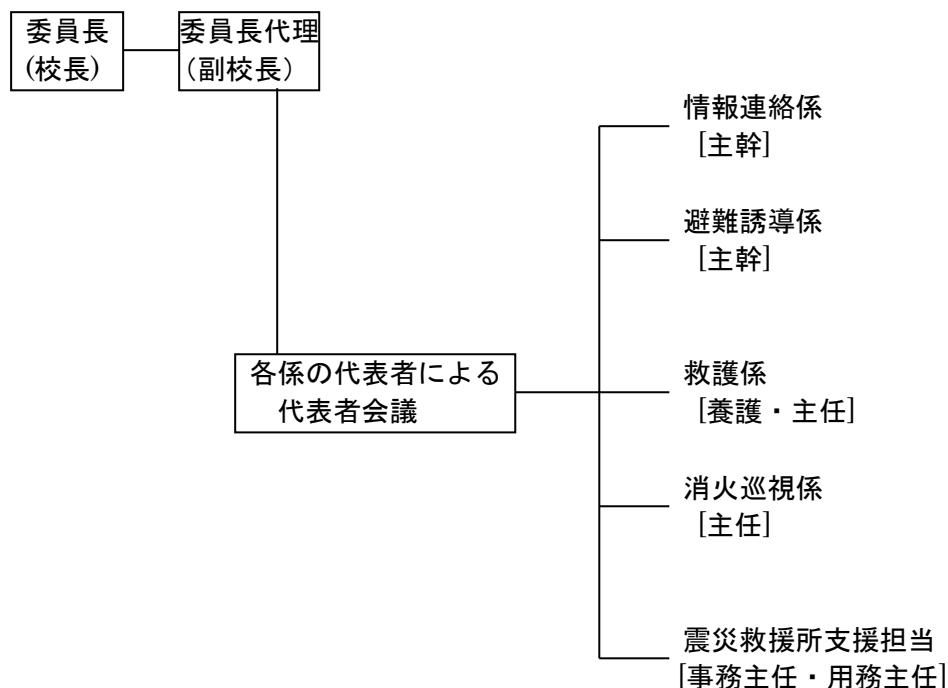
	組織名	代表者	住所	電話
1				
2				

2 杉並区災害対策本部組織（震災救援所関係）



防災実施計画

1 松ノ木中学校・学校防災委員会の組織図



2 学校職員の参集態勢

学校に勤務する職員は、震度5強以上の地震が東京地方に発生したことを知ったときは、自宅及び家族の安全を確認したのち各所属校に自主的に参集する。また、遠方に出張や旅行などを行っているときに同様の地震が発生したときは、出張用務や旅行などをすぐに中止し、所属に速やかに参集するよう努める。

(杉並区立学校標準防災マニュアルより)

時 間	氏 名	備 考
30 分以内		
30 分～1 時間以内		
1 時間～1 時間 30 分以内		
1 時間 30 分～2 時間以内		
2 時間～2 時間 30 分以内		
2 時間 30 分～3 時間以内		
3 時間～3 時間 30 分以内		
3 時間 30 分～4 時間以内		
4 時間～4 時間 30 分以内		
4 時間 30 分～5 時間以内		
5 時間～5 時間 30 分以内		
5 時間 30 分～6 時間以内		
6 時間～6 時間 30 分以内		

3 松ノ木中学校防災委員会役割分担表

【情報連絡係】主幹+4名

○主幹		

【避難誘導係】主幹+8名

○主幹		

【救護係】主任養護+8名

○主任養護		

【消火巡視係】生活指導主任+8名

○生活指導主任		

【震災救援所支援担当】学年主任+8名

○学年主任		

※ 各係○印が代表者

※ この分担表は、毎年度作成し、4月末日までに教育委員会に提出する。

4 施設・設備等の安全対策

(1) 安全点検リスト

ア 部 屋

場 所	内 容	担当者	チェック
普通教室	蛍光灯、スピーカー、戸棚、清掃用ロッカー等の落下及び転倒防止	学級担任	
理科室	机、薬品棚、水槽、黒板、実験器具、照明器具等の転倒や落下防止	理科主任	
音楽室	ピアノ、ステレオ、スピーカー、テレビ、楽器戸棚等のすべり及び転倒防止	音楽科主任	
美術室	作品棚、工具用ロッカー、作業机等の転倒防止	火元責任者	
体育館	ピアノ、照明器具、用具戸棚等の転倒や落下防止	体育科主任	
技術・家庭 科室	ミシン、洗濯機、作品戸棚、冷蔵庫等のすべり及び転倒防止	火元責任者	
コンピ ュータ 室	コンピュータ等の転倒防止	パソコン部顧問	
図書室	書架等の転倒防止	学校司書	
特別教室 の各準備 室	教材戸棚、薬品戸棚、大型教材、標本模型等の転倒防止及び実験用薬品、燃料、塗料などの危険物の安全管理	火元責任者	
校長室	蛍光灯、耐火書庫、ロッカー類、額縁等の落下及び転倒防止	副校長	
職員室	蛍光灯、書棚、コピー機、テレビ、黒板、机等の落下及び転倒防止	副校長	
事務室	蛍光灯、書棚、机等の落下及び転倒防止	事務主任	
保健室	薬品庫、計測機器、冷蔵庫、ベッド等のすべり及び転倒防止	養護教諭	
主事・警備 室	蛍光灯、食器棚、机等の落下及び転倒防止	用務主事	
給食控室	蛍光灯、食器棚、その他の落下及び転倒防止	給食主事	
各室とも	電気・水道・ガスの器具やコンセント等の安全点検、窓ガラスの飛散防止	学級担任	

イ 避難経路の安全確保

場 所	内 容	担当者	チェック
廊下、階段、昇降 口等の避難経路と なるような場所	避難の妨げとなるようなものを避難経路 においていないか。 避難経路にあたる場所等の施設・設備等の 安全確保対策はできているか。	副校長 事務主任	

ウ 防災用品

場 所	内 容	担当者	チェック
学校防災倉庫	薬品、救助用工具類、毛布、担架、食料等 の定期的確認や分かりやすい案内板の表 示	副校長・事務主任	
学校防災井戸	災害時の生活用水としての確保	副校長・事務主任	

エ 通学路の安全確保、対策

	内 容	担当者	チェック
通学路の確認、登下校時の安全指導	集団登下校の定期的実施、公園や空き地等の場所の確認、地区班名簿の作成	生活指導主任・生活指導部	

(2) 鍵の整備

- ① 校舎内外の鍵のスペアは**事務室内キーボックス**に保管してある。
- ② 本校は機械警備のため、非常災害時の鍵預託者として、区より下記の3人に委託されている。

防災会			
防災会			

5 教職員の防災研修

月	研 修 内 容	月	研 修 内 容
4	・年間防災計画の確認 ・非常時の行動分担	11	・煙体験、シャッター操作法の講習
5	・学区の確認 ・非常ベル鳴動時の対応	12	・消火訓練
6	・心肺蘇生法の講習	1	・消火訓練
7	・地域班(通学路)の確認	2	・区防災倉庫の点検
9	・けが等の応急処置法講習	3	・今年度の反省
10	・救助袋の使用法講習	備考	

6 生徒の防災教育と避難訓練

(1) 防災教育

① 防災教育の目標と留意点

ア 指導の目標

- ・生徒に災害や防災についての基礎的、基本的事柄を理解させる。
- ・災害時に的確に対応できる判断力と行動力を身につけさせる。
- ・災害時に他の人々や地域の安全に役立つ態度や能力を養う。

(ア) 知識の学習

- ・災害の種類と発生のメカニズムの学習
- ・災害発生時の避難方法についての学習
- ・防災体制についての学習

(イ) 行動の学習

- ・多様な状況を想定した避難訓練による安全確保のための行動の習得
- ・組織的行動の習得
- ・応急手当の方法の習得

イ 指導の留意点

(7) 発達段階に応じた指導計画

基礎的な知識の学習、行動力の習得から二次災害の防止や他の人々の安全または地域の安全の確保に役に立つ態度を習得させる。

(イ) 体系的指導

教科、道徳、特別活動、課外活動などとの関連を図り、学校教育各分野において指導を行う。

(ウ) 組織的指導

職員の指導体制を整備し、保護者、防災市民組織と連携した訓練、指導の実施を図る。

② 防災教育年間計画

月	安全指導	安全学習			安全管理
		各教科	道徳	特別活動等	
4	◇避難訓練Ⅰ ◇避難経路確認		□生活習慣		■安全点検Ⅰ ■防災組織確認 ■防火設備講習会
5	◇避難訓練Ⅱ ◇避難経路確認	(保)心身の発達	□自主自律	□校外学習時の対応	■学校防災倉庫の点検 ■救急法講習会
6	◇避難訓練Ⅲ ：消火		□思いやり		■学校防災井戸等の点検
7	◇避難訓練Ⅳ		□自然愛		■安全点検Ⅱ ■避難用具の点検
8	◇地域の防災訓練 集団下校訓練			□学年を超えたまとめ	■補修・修理 ■防火設備の点検
9	◇避難訓練Ⅴ 防災訓練		□集団生活	□防災ポスター掲示	■安全点検Ⅲ
10	◇避難訓練Ⅵ ：救助 地域総合防災訓練 震災救援所設立訓練	(保)傷害の 応急処置	□社会奉仕		
11	◇避難訓練Ⅶ ：地震	(理)地震の 発生原理	□地域貢献		
12	◇避難訓練Ⅷ 防災教室	(理)火山活動の 原理	□生命尊重		■防火設備講習会 ■安全点検Ⅳ
1	◇避難訓練Ⅸ ◇		□家族愛		
2	◇避難訓練Ⅹ		□人類愛		
3	◇避難訓練ⅩⅠ		□生活習慣		■安全点検Ⅴ

(2) 避難訓練

①指導の観点

- ・ 頭部の保護等、自分の身の安全を図る態度を身につける。
- ・ 状況を正しく判断できる力を実につける。
- ・ 指導者のいる時は指導者の指示に従い、いない場合は自主的判断で避難行動を取れる力を身につける。

②避難訓練年間指導計画

◇本年度の指導目標

- 1 非常時においてあわてず、敏速に行動する態度を身につけさせる。
- 2 避難経路の確認、緊急時の対応を体験的に身につけさせる。

◇ 年間計画表

回	予定月	想 定	ねらい	指導内容	備 考
1	4月	火災 【1階調理室より出火】	火災発生時における危険な状況を理解し、適切な行動ができるようにする。	「おかしも」の約束、避難経路、避難場所の確認。	火災の原因と危険を知る 教職員の初動、分担、動きの確認
2	5月	地震 【引き渡し訓練】	大震災時に対する避難行動の確認をする。安全・確実な引き渡し訓練を行う。	地震発生時の危険について知り、対処の仕方を確認。避難経路、避難場所の確認。	教職員の初動、分担、動きの確認
3	6月	地震 【集団下校訓練】	地震発生時の危険と適切な対処について理解し、安全な行動ができるようにする。	集団で避難するときの「おかしも」の約束の確認 通学路の危険の確認	登下校時の危険箇所の確認
4	7月	火災 【1階給食室より出火】	災害安全に関する意識を高める。	火災に対する心構えと安全な行動についての理解	教職員自衛消防訓練の実施【自衛消防組織の確認】
5	9月1日 防災の日	地震 【地震時の避難】	地震発生時の危険と適切な対処について理解し、安全な行動ができるようにする。	緊急地震速報の利用の心得を確認	校内安全の再点検「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」
6	10月	地震 【震災救援所設営訓練】	災害発生時における避難所の役割とそこでの生活を理解し、自分ができることを実行できるようにする。	避難所となる学校や公的機関は、どのような備えがあるのかを知る。	震災救援所設営時における教職員組織の再確認
7	11月	火災 【2階理科室より出火】	火災発生時における危険な状況を理解し、適切な行動ができるようにする。	火災に対する心構えと安全な行動の仕方の確認。 予告のない避難訓練での落ち着いた行動	教職員の初動、分担、動きの確認
8	12月	不審者対応 【1階職員玄関に不審者】	校内で起こる事故等の危険について理解し、安全に行動できるようにする	不審者侵入時にとるべき行動の確認 学校が定めた「不審者侵入時の緊急放送」を知る	不審者侵入時の職員の役割分担の再確認
9	1月	災害への備え 【災害安全に関する意識】	災害安全に関する意識を高めるために、避難訓練・防災訓練等の意義を理解し、積極的に参加できるようにする。	家庭での災害に対する備え、積極性。 家庭での連絡方法。 応急手当について	教職員自衛消防訓練の実施【初期消火訓練・避難誘導訓練】
10	2月	火災 【1階調理室より出火】	火災発生時における危険な状況を理解し、適切な行動ができるようにする。	火災に対する心構えと安全な行動の仕方の確認。 予告のない避難訓練での落ち着いた行動	教職員の初動、分担、動きの確認
11	3月	地震 【シェイクアウト訓練】	地震発生時の危険と適切な対処について理解し、安全な行動ができるようにする。	地震発生時の危険について知る。対処方の確認。	校内の安全点検

7 避難訓練マニュアル（在校時）

校舎内での避難		
時間の経過(状況の変化)	職員の対応・行動	生徒の行動
発生の時間・規模想定	対応の指示 教室における対応 実験・実習中の対応 体育館・屋上での対応 校庭での対応 休み時間、放課後の対応	生徒がとるべき緊急避難の行動

校庭への避難		
時間の経過(状況の変化)	職員の対応・行動	生徒の行動
震動の継続 ↓ 震動の終了・中断	対応の指示 混乱の收拾 状況の判断 避難路の確認 避難の指示	指示に従う 待機 あらかじめ定められた事項を守り、避難開始

8 避難訓練マニュアル（登・下校時）

登・下校時に発生		
時間の経過(状況の変化)	職員の対応・行動	生徒の行動
地震の発生 ↓ 震動の終了・中断 ↓ 火災等の二次災害の発生 ガス、電気等危険個所の発生	校内に残った生徒の安全確保と避難誘導 ↓ 通学路の巡視 ↓ 被害状況の情報収集 ↓ 路上、空き地等にいる生徒の避難誘導 ↓	生徒が取るべき緊急避難の行動 ↓ 状況を判断して安全な場所に避難 ↓ 周辺にいる大人に指示を求める ↓ 電話が使用できれば自宅に連絡 または学校に連絡 ↓ 自宅に帰るまたは学校に戻る

9 警戒宣言発令時の行動マニュアル

警戒宣言発令		
時間の経過（状況の変化）	学校の対応・行動	生徒の行動
<p>異常現象の発生</p> <p>↓</p> <p>判定会招集（報道解禁）</p> <p>↓</p> <p>地震予知情報</p> <p>↓</p> <p>警戒宣言 発令報道</p> <p>同報無線 テレビ ラジオ</p> <p>↓</p> <p>住民・学校等</p>	<p>防災計画に基づく予知型地震、警戒宣言に関する事前指導</p> <p>授業を中止 職員招集 役割分担の確認 指導内容の確認</p> <p>指導内容</p> <p>「下校方法の指示と安全指導」 「下校後、帰宅時の注意事項」 「帰宅後報告指示」 「地震発生後の連絡方法」 「授業再開についての指示」</p> <p>「緊急時の引渡カード」</p>	<p>予知型地震に関する知識の習熟</p> <p>体育館等指定の場所 または学級に集合</p> <p>↓</p> <p>地区別に下校など発達段階に応じた安全な下校</p> <p>↓</p> <p>特別な生徒は残留 保護者等の引取りを待つ</p>

10 校外学習等の場合の対応措置

※ 宿泊を伴う学校行事の場合	→	その地の対策本部の指示により行動
※ 遠足・社会科見学の場合	→	即時帰校
※ 登校途中	→	いったん登校させる
※ 下校途中	→	そのまま下校

11 教職員の応急教育計画（防火・防災対応措置の流れ）

平常時

- ・ 防火委員会の開催
- ・ 防火防災計画の作成
- ・ 防火防災訓練の実施
- ・ 防火防災教育、安全指導の徹底（教職員・生徒）
- ・ 安全点検の実施
- ・ 関係機関との連絡、指導助言
- ・ 保護者、関係町会等との協力体制確立

判定会招集時

- ・ 情報の収集
- ・ 防災本部の設置
- ・ 緊急会議の開催
- ・ 生徒の避難・誘導の準備
- ・ 火気、危険物、消火設備、落下物等の点検
- ・ 救護及び食糧、飲料水の確保
- ・ 非常持ち出しの準備
- ・ 生徒への伝達の準備

◇登校前（在宅時）に判定会招集の報道があった場合…

判定会の結果が出るまで在宅する。

警戒宣言が発せられた場合は登校しない。

◇登校途中に判定会の招集を知った場合及び警戒宣言が発せられた場合…そのまま登校して学校の指示に従う。

◇下校途中に判定会の招集を知った場合及び警戒宣言が発せられた場合…そのまま登帰宅する。

警戒宣言時

- ・ 授業の打ち切り
- ・ 全生徒の確認（帰宅経路・手段〔徒歩、バス等〕・所要時間・同伴者・帰宅先等）
- ・ 下校、帰宅可能生徒の指導
- ・ 下校、帰宅不可能生徒の指導・保護
- ・ 消火器具の点検、消火用水の汲み置き
- ・ 火気、薬品類等の点検、安全確保
- ・ 備品等の転倒、落下防止の安全確認

警戒解除宣言時

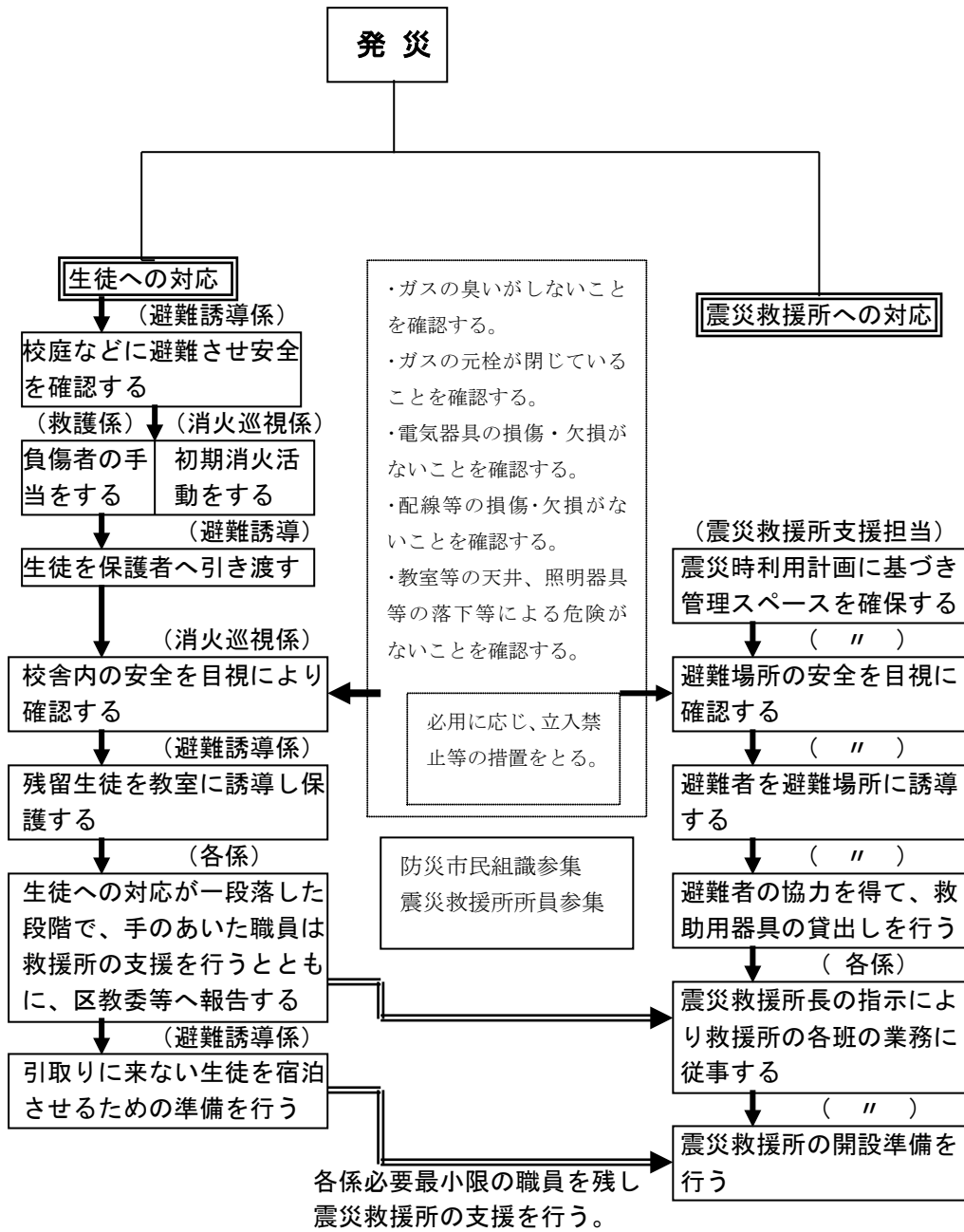
- ・ 情報の収集、伝達
- ・ 警戒解除宣言、授業再開日時等を明記した看板等の掲示
- ・ 継送電話等による保護者への周知
- ・ 警戒解除宣言後の授業再開の原則
 - ◇午前 7 時 30 分以前に解除された場合……平常授業
 - ◇午前 9 時 30 分以前に解除された場合……3 校時から授業
 - ◇午前 9 時 30 分以降に解除された場合……翌日より平常授業

災害発生時

- ・ 学校内で授業中、休み時間、部活動中等は場面や状況の違いに応じて、適切な措置をとる。
- ・ 修学旅行時、移動教室時、遠足時等は各事故対策の要領に従い、当該地域の官公署との連絡と現地の

12 生徒の在校時に発災した場合の対応（主な流れ）No. 1

・近隣の学校とも連絡をとり、生徒の安全な避難や地域の住民等への対応に努める。



※ ここまで、及び以後の対応は、別表「発災から1週間の対応」を参照してください。

※ ここまで、及び以後の対応は、別表「発災から1週間の対応」を参照してください。

13 生徒の在宅時に発災した場合の機械警備校の対応(主な流れ)No.2



※ ここまで、及び以後の対応は、別表「発災から1週間の対応」を参照してください。

14 令和2年度防災関係機関連絡網

杉並区立松ノ木中学校



